

【建設業法】 現場技術者の専任合理化(R6.12.13施行)

(1) 主任技術者・監理技術者の専任工事現場の兼任※
(建設業法第26条第3項第1号、第4項)

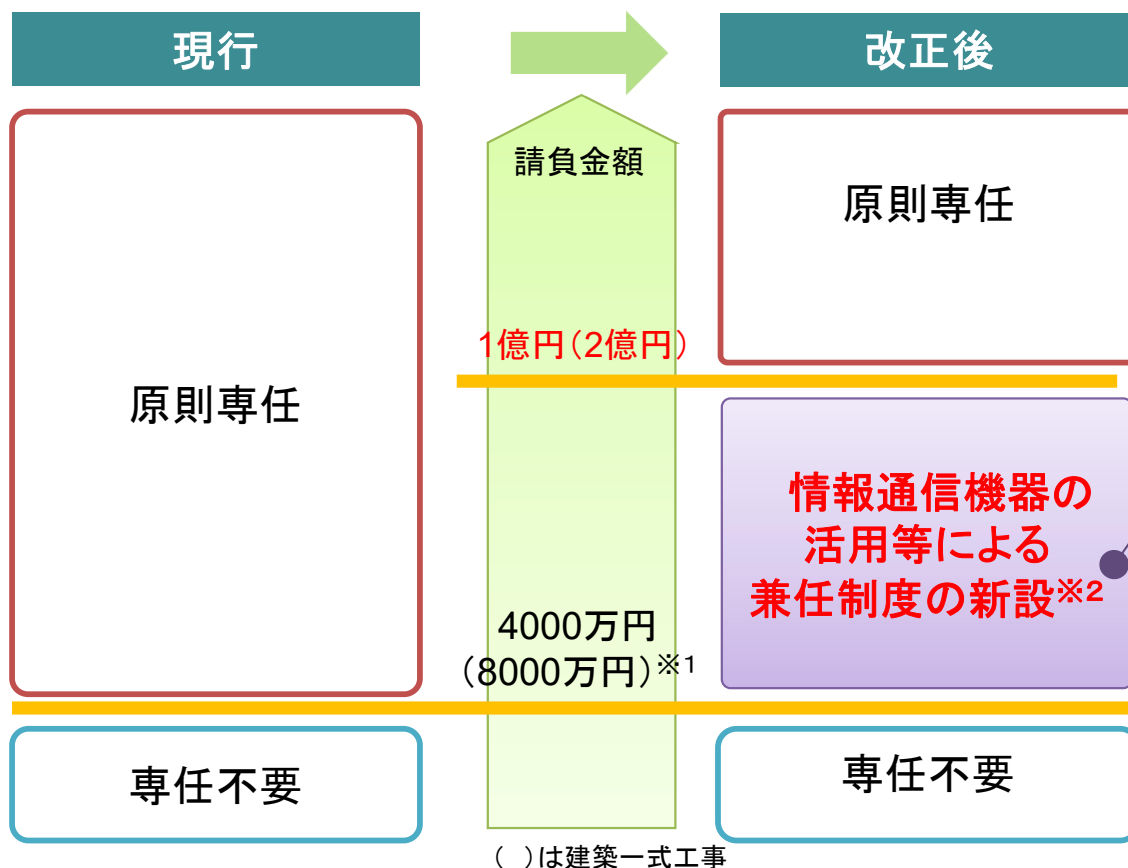
※「専任特例1号」という。

(2) 営業所技術者等※の専任工事現場の兼任
(建設業法第26条の5)

※営業所技術者及び特定営業所技術者

令和6年12月13日施行

- 建設工事に置くことが求められている主任技術者又は監理技術者について、請負金額が一定金額以上の場合には、工事現場毎に専任で置くこととされている。（建設業法第26条第3項）
- 今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事に関して、兼任を可能とする制度を新設。（建設業法第26条第3項第1号、第4項）



※1: 近年の建設工事費の高騰に伴い、金額は引き上げ予定(施行日:令和7年2月1日)

※2: 主任技術者・監理技術者に適用可能

補足: 上図中「原則専任」について、「監理技術者を補佐する者」(注)を工事毎に専任で置く場合には、同一の監理技術者が2現場まで兼任可能(主任技術者は適用不可)。この制度は改正後も引き続き活用可能。

注:「主任技術者の要件を有し、かつ、1級技士補の者」又は「監理技術者の要件を有する者」(一部業種は後者のみ、詳細は監理技術者制度運用マニュアル参照)

【兼任の要件】(全てに適用する必要)

- ①請負金額(政令)
1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満
- ②兼任現場数(政令)
2工事現場以下
- ③工事現場間の距離(省令)
1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内
- ④下請次数(省令)
3次まで
- ⑤連絡員の配置(省令)
監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者を配置
(土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者)
- ⑥施工体制を確認する情報通信技術の措置(省令)
- ⑦人員の配置を示す計画書の作成、保存等(省令)
(補足)計画書の参考様式を国土交通省HPに掲載
- ⑧現場状況の確認のための情報通信機器の設置(省令)

※運用の詳細や留意事項は、「監理技術者制度運用マニュアル」に記載

①建設工事の請負代金の額の上限 (法26条第3項第一号イ)

建設業法施行令	監理技術者制度運用マニュアル
(法26条第3項第1号イの金額) <第28条> 法26条第3項第一号イの政令で定める金額は、1億円とする。ただし、当該請負契約に係る建設工事が建築一式工事の場合においては、2億円とする。	主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例 <三 (2) ① 1)> ・ 兼任する各建設工事が、1億円未満（建築一式の場合は2億円未満）である必要。 ・ 工事途中において、請負代金の額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となった場合には、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を専任で配置しなければならない。

②兼任できる工事現場数 (法26条第4項)

建設業法施行令	監理技術者制度運用マニュアル
(同一の主任技術者又は監理技術者を置くことができる工事現場の数) <第30条> 法26条第4項の政令で定める数は、2以下とする。	主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例 <三 (2) ① 8)> ・「専任特例1号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者又は監理技術者が兼務することは可能であるが、専任を要しない工事現場についても、専任特例1号の全ての要件（請負金額除く）を満たし、かつ全ての工事現場の数が2を超えてはならない。 <三 (2) ⑤> ・同一の監理技術者又は主任技術者が、専任特例1号を活用した工事現場と専任特例2号を活用した工事現場を兼務することはできない。

③工事現場間の距離 (法26条第3項第一号ロ)

建設業法施行規則	監理技術者制度運用マニュアル
(法26条第3項第1号ロの国土交通省令で定める要件) ＜第17条の2 第1号＞ 同一の主任技術者又は監理技術者を置こうとする建設工事の工事現場間の距離が、これらの者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、一の工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね二時間以内であること。	主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例 ＜三 (2) ① 2)＞ ・ 移動時間は片道に要する時間。 ・ 判断は当該工事に関し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行う。

④下請次数 (法26条第3項第一号ロ)

建設業法施行規則	監理技術者制度運用マニュアル
(法26条第3項第1号ロの国土交通省令で定める要件) ＜第17条の2 第2号＞ 建設工事の全部又は一部について締結される下請契約が、次に掲げるものに限られること。 イ 前号の主任技術者又は監理技術者を置く建設業者が注文者となった下請契約 ロ イの建設業者から直接建設工事を請け負った建設業者が注文者となった下請契約 ハ ロの建設業者から直接建設工事を請け負った建設業者が注文者となった下請契約	主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例 ＜三 (2) ① 3)＞ ・当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。 ・工事途中において、下請次数が3を超えた場合には、それ以降は専任特例は活用できず、主任技術者又は監理技術者を専任で配置しなければならない。

⑤連絡員の配置

(法26条第3項第一号ロ)

建設業法施行規則	監理技術者制度運用マニュアル
(法26条第3項第1号ロの国土交通省令で定める要件) ＜第17条の2 第3号＞ 建設工事を請け負った建設業者が、主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、当該工事に関する実務の経験を一年以上有する者に限る。）を当該建設工事に置いていること。	主任技術者又は監理技術者の専任の特例 ＜三 (2) ① 4)＞ ・ 連絡その他必要な措置を講ずるための者を、マニュアルにおいて「連絡員」と称す。 ・ 連絡員は、各工事に置く必要がある。なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能である。また1つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能である。 ・ 連絡員は、例えば工程会議や品質検査等が2つの工事現場で同時期に行われる場合に、監理技術者等が遠隔から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う（事故等対応含む）ことを想定している。 ・ 連絡員に必要な実務の経験として認められる内容は、法七条第二号に記載の営業所技術者（主任技術者）の実務の経験として認められる経験の考え方と同じでよい。 ・ 連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めない。 ・ 連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。ただし、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意が必要である。

⑥施工体制を確認する情報通信技術の措置 (法26条第3項第一号ロ)

建設業法施行規則	監理技術者制度運用マニュアル
(法26条第3項第1号ロの国土交通省令で定める要件) ＜第17条の2 第4号＞ 建設工事を請け負った建設業者が、当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること	主任技術者又は監理技術者の専任の特例 ＜三 (2) ① 5)＞ ・ 情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS又はCCUSとAPI連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。

⑦人員の配置を示す計画書の作成、保存等

(法26条第3項第一号ロ)

建設業法施行規則

(法26条第3項第1号ロの国土交通省令で定める要件)

<第17条の2 第5号>

第一号の建設工事を請け負った建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置を示す計画書を作成し、当該工事現場に備え置き、及び第二十八条第一項に規定する帳簿（第二十六条第六項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）の保存期間と同じ期間営業所で保存していること。

イ 当該建設業者の名称及び所在地

ロ 主任技術者又は監理技術者の氏名

ハ 当該主任技術者又は監理技術者の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第32条第1項の労働時間を超えるものの見込み及び当該労働時間の実績

二 当該建設工事に係る次の事項

(1) 名称及び工事現場の所在地

(2) 建設工事の内容

(3) 当該建設工事の請負代金の額

(4) 第一号の移動時間

(5) 一次下請契約、二次下請契約及び三次下請契約のうち実際に締結されたもの

(6) 第17条の2 第3号の者の氏名・所属会社及び当該建設工事に関する実務の経験の内容

(実務の経験の内容については、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合に記載)

(7) 第17条の2 第4号の措置（前ページ）

(8) 第17条の3 の情報通信機器（次ページ）

⑧現場状況の確認のための情報通信機器の設置 (法26条第3項第一号ハ)

建設業法施行規則	監理技術者制度運用マニュアル
(法26条第3項第1号ハの国土交通省令で定める要件) <第17条の3> 主任技術者又は監理技術者が当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていることとする。	主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例 <三 (2) ① 7)> ・ 情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよい。そのため、左記を満足できれば、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB会議システムでも差し支えない。 ・ 通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しない。

＜標識の記載方法＞

「専任特例1号」を適用している場合は、「専任の有無」欄に記載要領2のとおり記載。

建設業法施行規則(国土交通省令) 様式

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事	許可()第	号
許可年月日			

25cm 以上

35cm 以上

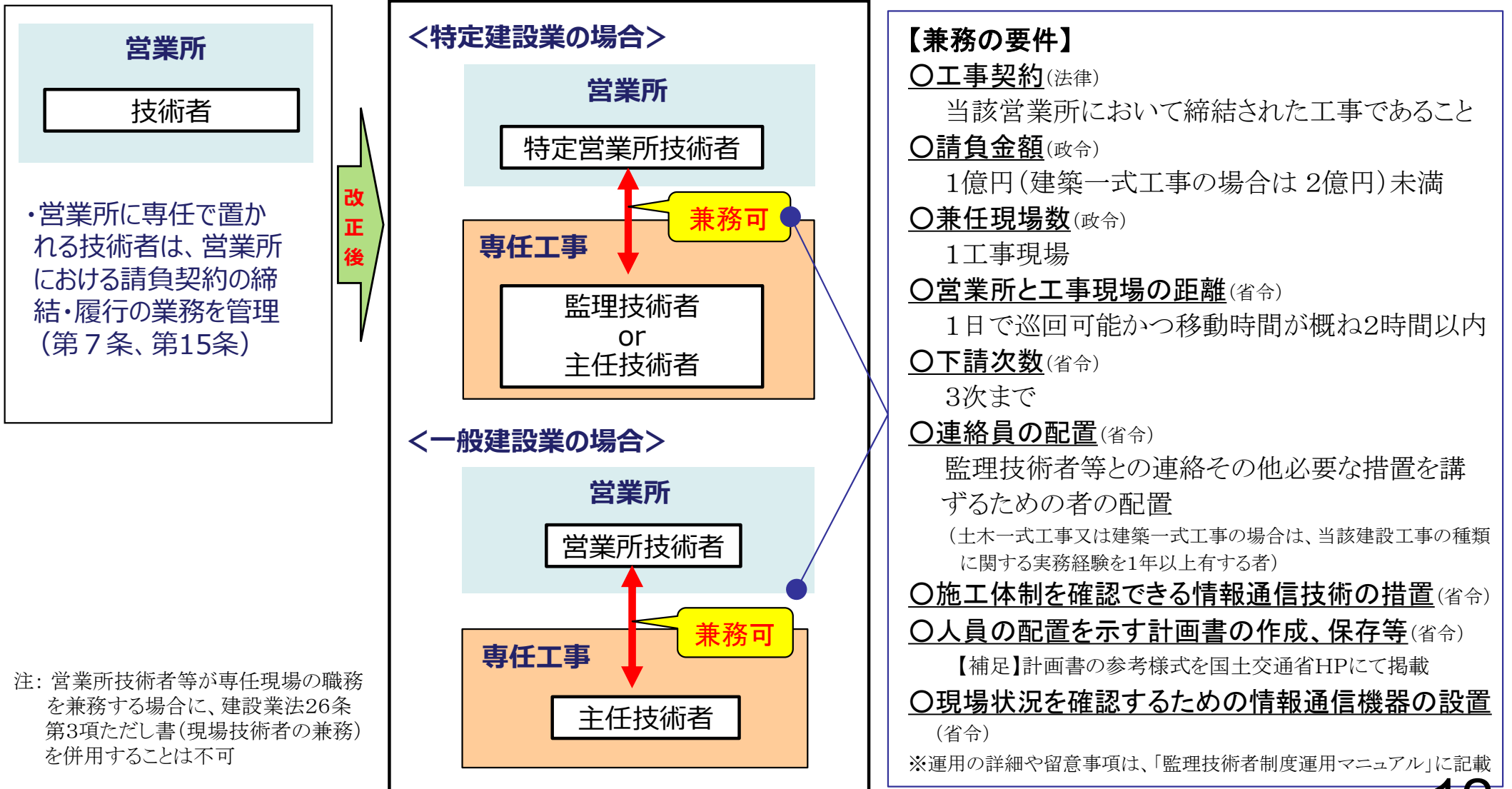
＜記載要領＞

2「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、**同項第1号に該当する場合には、「非専任(情報通信技術利用)」**、同項第2号に該当する場合には、「非専任(監理技術者を補佐する者を配置)」と記載すること。

4「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第3項の規定により専任の者でなければならぬ監理技術者又は同項第1号若しくは第2号に該当する監理技術者を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。

○営業所毎に専任で置くことが求められている者（営業所技術者等）に関して、
今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する専任工事
について、営業所技術者等が当該工事の主任技術者等の職務を兼務できる改正を実施。

（建設業法第26条の5）



注：営業所技術者等が専任現場の職務を兼務する場合に、建設業法26条第3項ただし書（現場技術者の兼務）を併用することは不可

＜兼任要件＞

- 営業所技術者等が、専任を要する工事現場の主任技術者等を兼務する場合の要件は、基本的に、専任特例1号の要件と同じ。なお、異なる部分は、以下のとおり。①
- ①営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。(法)
 - ②工事現場の数が1であること。(政令)
 - ③工事現場までの距離については、一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、移動時間がおおむね二時間以内であることが必要であるが、営業所技術者等の場合は、工事現場間の距離ではなく、“営業所から当該工事現場”の間の距離(省令)
 - ④人員の配置を示す計画書に盛り込むべき内容(省令)
 - ・営業所技術者等が所属する営業所の名称も記載
 - ・当該建設工事に係る契約を締結した営業所の名称も記載
- 営業所技術者等は、工事現場の主任技術者又は監理技術者を兼務する場合には、当該請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある必要。(監理技術者制度運用マニュアル)

＜その他＞

- 営業所に近接し、専任を要さない工事現場の主任技術者等の兼務※は、引き続き適用可能。② ※平成15年4月21日付国総建第18号)
- 営業所に近接していない、専任を要しない工事現場の主任技術者等の兼務は、専任を要する工事現場の兼任要件を全て満たす場合は可能。③
- ①～③の併用はできない。